益田市人権・同和問題基本計画 <令和7年度事業計画>

1 同和問題

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	学校教育の	①すべての学校等において、人権・同和教育	○人権・同和教育の視点を持った授業	学校教育課
	取組	を基底に据えた教育活動を推進するとと	実践、授業研究の実施	
		もに、進路保障の取組を推進します。	○初任者等を対象とした部落問題に	
		②各種研修会への参加や校内での研修によ	関する研修会の実施	
		って教職員等の人権意識を高めるととも	部落問題に関する各種講演会や	
		に、同和問題に対する正しい理解と認識を	研修会への参加を促す。	
		深め、差別をなくす実践力を培います。		
2	社会教育の	①各公民館単位で設置している地区人権・同	○益田市地区人権・同和教育推進協議	人権センター
	取組	和教育推進協議会において、差別のない明	会において、人権・同和問題研修を	
		るく住みよい平和な地域の実現をめざし、	実施	
		人権・同和問題研修を積極的に実施し、地	○各種研修会への情報提供	
		域住民の人権意識の向上に努めます。		
3	啓発・広報	①人権センターを核とし、社会教育団体、教	○「益田市差別のない人権尊重の社会	人権センター
	活動の推進	育・研究団体、企業、NPO法人等、地域	づくり条例」制定記念事業としての	
		の人権団体と連携し、各種講演会、イベン	人権・同和教育講演会や研修会の開催	
		ト等の企画、啓発・広報活動に努めます。	4 回。	
			・演題:「部落問題を通して考える日	
			常の中の差別」	
			講師:上川多実さん	
			(BURAKU HERITAGE 運営メンバー)	
			○石西地域人権を考える企業等連絡	
			協議会等の関係機関と連携した研	
			修会及び啓発活動の実施	
			就職差別をなくすための公正な採	
			用選考についての研修会等を行う。	
4	人権センタ	①人権センターにおいて、安心して相談がで	○すこやかすこカフェの実施	人権センター
	ー事業の充	きる場として、地域住民のニーズを把握	地域の中で、安心して過ごせる居	
	実	し、その生活課題に応じて、各種相談事業、	場所づくりや気軽な相談窓口とし	
		人権問題の解決のための啓発事業、交流促	ての機能を持ちながら実施。	
		進事業を総合的に実施します。	月1回程度	
		②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、	○第 12 回「いのち・愛・人権」展を	
		相談体制の充実を図るための職員研修や	通じての研修会及び開発活動の実	
		関係機関との連携をさらに進めていきま	施	
		す。		

2 女性

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	人権尊重の	①性別に関わりなく、個人としての人権をお	○パネル展示等による啓発	人権センター
	意識づくり	互いに尊重する意識を高めるため、研修会	男女共同参画週間に男女共同参	
		をはじめ啓発に取り組みます。	画に関するパネル展示等を行う。	
		②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個	○男女共同参画についての研修会等	
		性と能力が発揮できるよう、差別しない、	の実施	
		差別を許さない教育を進めます。	性別による固定的な役割分担意	
		③性別による固定的な役割分担意識の見直し	識の見直しなど、男女共同参画に関	
		など、男女共同参画に関する理解を深める	する理解を深めるための研修等を	
		ための取組を行います。	行う。	
			○様々な媒体を活用した啓発	
			○広報誌による啓発	
			男女共同参画啓発情報誌~なん	
			と素敵なパートナーシップ~を発	
			行する。1回。	
2	女性に対す	①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳	○関係機関との連携による啓発	人権センター
	るあらゆる	を傷つけ、自立や自由を妨げることを認識	関係機関と連携して DV 未然防止	
	暴力根絶の	し、理解を深めるために研修会をはじめ啓	のための取組や啓発を行う。	
	取組	発に取り組みます。		
		②若年層からのデートDV防止等の「暴力を		
		生み出さない、許さない」ための未然防止		
		教育を進めます。	○「女性に対する暴力をなくす運動」	子ども家庭支援課
		③DV被害を深刻化させないためにも、相談	街頭啓発活動への参加	
		しやすい体制づくりと周知に努め、相談者	○パンフレット等による啓発	
		への適切な支援を実施するとともに、庁内	○益田圏域の女性に対する暴力対策	
		外関係機関との連携強化を図ります。	関係機関連絡会への参加	
3	働きやすい	①事業者に対し、職場における男女の機会均	○関係機関との連携による啓発	人権センター
	職場づくり	等と待遇の確保、育児・介護休業制度等に	関係機関に対し各種制度や研修	
		ついて適切な措置が取られるよう関係機関	会等の情報を事業所に提供する。	
		と連携して情報提供を図り、就労条件の向	○石西地域人権を考える企業等連絡	
		上を促します。	協議会等の関係機関と連携した研	
		②セクハラやマタハラの防止など働きやすい	修会及び啓発活動を実施	
		職場環境の整備を推進します。	演題:「職場におけるハラスメントの	
		③仕事と家庭・自分自身のための時間との調	理解と防止に向けて」	
		和が保たれ、多様な働き方が選択できるよ	講師:佐田良二さん(島根県西部人権	
		うに、ワーク・ライフ・バランスの実現に	啓発推進センター啓発指導講師)	

	向けた取組を推進します。	○パンフレット等の送付による啓発	産業支援センター
		関係機関から働き方や労働環境	
		に関するパンフレット等の提供が	
		あった場合、益田鹿足雇用進協議会	
		加入事業所約90社に送付する。年5	
		回程度。	

3 子ども

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1)	社会みんな	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果	○乳幼児健診の実施	子ども家庭支援課
	で子育ての	たしながら連携・協力し、子どもたちの	発達段階に応じた健診を実施し、発達	
	よろこびを	発達段階に応じた健やかな成長を支え	状況の確認や子育て相談を行う。	
	分かち合う	られるよう保健、医療及び教育体制の構	○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施	
	取組	築を図ります。	発達支援を必要とする就学前の幼児	
		②地域全体で包括的に子育てに取り組む環	に対し、専門医師等による相談を実施	
		境や意識が確立するよう周知を図り、地	し支援方法について相談を行う。	
		域の中で安心して仕事と子育てを両立	【発達クリニック 12 回/年実施】	
		するための支援を行います。さらに、子	【ことばの相談日 12 回/年実施】	
		育て世帯が育児に専念できるように、企	【子育て相談日6回/年実施】	
		業等に育児休業をはじめとした制度創	【5 歳児相談会 6 回/年実施】	
		設やその制度が利用しやすい環境づく	○こども家庭センターの体制強化	
		りなどの啓発活動を推進します。	全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ	
			母子保健機能と児童福祉機能が一体	
			的に相談支援が行えるよう、連携を強	
			化しながら支援の充実を図る。	
			【母子手帳交付時の全妊婦面談】	
			【母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」活	
			用について周知・啓発】	
			○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制	子ども福祉課
			度の周知	
			企業に対し制度の周知を図るとと	
			もに、登録企業の PR を積極的に行う	
			ことにより、仕事と育児の両立が可能	
			となるための環境づくりを推進する。	
			○パンフレット等の送付による啓発	産業支援センター
			関係機関からパンフレット等の提	
			供があった場合、益田鹿足雇用推進協	
			議会加入事業所約90社に送付する。	
			年5回程度。	

			<u> </u>	
2	子どもの権	①保護者、地域住民、教職員等に「子ども	○子どもの人権に関する研修会の実施	学校教育課
	利条約など	の権利条約」などの内容が広く理解され	虐待やネグレクト等、子どもの人権	
	の理解推進	るように教育・啓発を進めます。	侵害に正しい認識や対応の仕方につ	
	に向けた取	②「子どもの権利条約」などについて、実	いて各校で研修を行う。	
	組	生活の具体的な場面を取り上げて児童生	○人権感覚向上のための活動支援	
		徒の人権について考えさせるなど、児童	様々な課題に共通するが、多くの学	
		生徒自らが人権意識を高められるような	校経営上の具体的施策の重点として、	
		実践を行います。	人権感覚を高めることを挙げている。	
			その活動を支援していく。	
			○「益田市こども計画」概要版(小中学	子ども福祉課
			生向け)の発行	
			市内の児童生徒に子どもの権利条	
			約を知る機会を設ける。	
			○ヤングケアラーに関する周知啓発、関	ユビル 安府士極細
				すとも 多姓又抜味
			係機関との連携強化	
			・児童向けのチラシの作成・配布を行い、	
			ヤングケアラーの認知度の向上を図	
			3.	
			・市民や関係機関の支援者向けに研修会	
			を実施し、ヤングケアラー支援の理解	
			促進に努める。	
3	体罰・虐待	①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人	○関係機関との連携による啓発	子ども家庭支援課
	の根絶に向	権侵害であることを子育て中の方、その	支援が必要な児童は、要保護児童対策	
	けた取組	周囲の方、教育・保育現場をはじめとし	地域協議会で関係機関による個別支	
		た子どもの生活の場で子育て支援に携わ	援検討会議を開催し、情報共有を行う	
		る方が認識し、人権意識を高めることに	とともに、支援方針を決定し、役割分	
		より、日頃から子どもとの信頼関係の構	担をしながら連携して支援を行う。	
		築に取り組みます。	○リスクのある家庭への早期支援	
		②要保護児童対策地域協議会を中心に保	妊娠期から切れ目なく、医療機関をは	
		健、医療、福祉、教育などの関係機関と	じめ関係機関との連携強化や相談支	
		の連携を図り、虐待を受けている子ども	援体制の充実を図りながら、虐待やリ	
		をはじめとする要保護児童や要支援家庭	スクを抱える家庭、ヤングケアラー等	
		の早期発見と適切な支援を行います。	を早期に発見し、適切な支援に繋げ	
		③虐待防止に関する幅広い啓発を行うこと	る。こども家庭支援センターとして母	
		によって、地域や関係機関が一体となり、	子保健部署との連携を強化して一体	
		虐待防止に取り組む環境づくりを進めま	的に取り組む。	
		す。	令和6年度に実施したヤングケアラ	
			ーの実態調査の結果を踏まえ、支援の	
			必要性がある児童については、学校を	
			はじめとした関係機関と連携を図り	
			ながら支援内容を検討する。	

			○虐待防止に関する啓発	
			11 月の児童虐待防止推進月間を中心	
			に、児童虐待防止に向けた取組を行	
			う。	
			 ○関係機関との連携による支援	学校教育課
				子仪教育硃
			定期的な学校訪問等を通じて、情報	
			共有に努め。関係機関と連携した支援	
	. 22.2 - 1.		を行う。	33411 ft 1:200
4	いじめの未	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校	○益田市いじめ防止基本方針等の周知	学校教育課
	然防止・早	と連携を図り、いじめの未然防止、早期	益田市いじめ防止基本方針の周知	
	期発見に向	発見及び早期対処に取り組んでいきま	を図るとともに、各校の基本方針につ	
	けた取組	す。	いても校内で周知徹底を図るよう支	
			援する。また、必要に応じて見直しを	
			図ることを促す。	
(5)	子どもの貧	①すべての子どもが家庭環境や経済状況に	○関係機関との連携による支援	子ども福祉課
	困に対する	影響されず、教育の機会を得るために、	島根県や社会福祉協議会と連携し	
	支援	学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の	て、ひとり親家庭への貸付制度の周知	
		向上を図り、教育の機会均等を確保しま	を図り、経済的自立の支援に努める。	
		す。	また、各関係機関と協力して、地域コ	
		②生活が困難な子どもやその家族が社会的	ミュニティの中でこどもの居場所を	
		に孤立に陥ることがないよう支援の充	提供できるよう、市公式ウェブサイト	
		実を図ります。	等で子ども食堂に関する情報提供を	
		③生活の安定と向上に資するよう、所得の	行う。	
		増加や、仕事と両立して安心して子ども	○関係機関との連携による支援	総合支援課
		を育てられる環境づくりを進めます。	生活困窮者自立支援事業において、	
			生活困窮に陥っている子どもやその	
			家族が抱える課題の解決に向けた支	
			援を行う。	
			○関係機関との連携による啓発	学校教育課
			・各校で子どもの様子をできるだけ細か	
			く見取り、校内での情報共有を図るよ	
			う支援する。	
			・関係機関との連携を密にする。	
6	情報モラル	①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生	○情報モラルに関する研修会等の実施	学校教育課
	教育の推進	活するための知識や情報セキュリティ	・情報リテラシー研修を6月,9月,11	
		に関する知識・技能を身に付けさせると	月に各一週間実施する予定。	
		ともに、情報化社会における正しい判断	・年齢に応じたカリキュラムの導入や実	
		や望ましい態度の育成に努めます。	践的なワークショップ等、専門家によ	
		②児童生徒が発達の段階に即した情報モラ	るアドバイスを各学校に提供する。	
		ルを身に付けるための授業や教育活動を		
		推進します。		
		, part 0 00 / 0		

4 高齢者

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	安否確認の	①日常生活において不安があり、常に見守	○緊急通報装置の貸与	高齢者福祉課
	体制整備	りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊	日常生活において不安があり、常	(福祉総務課)
		急通報装置を貸与し、利用者からの相談	に見守りを必要とする高齢者がいる	
		や緊急通報等に対応していきます。	世帯(利用者)に緊急通報装置を貸	
		②それぞれの高齢者に適した安否確認の方	与し、利用者からの相談や緊急通報	
		法を地域の方や関係機関と共に、検討し	等に対応する。	
		ていきます。	○民間警備会社の実施する緊急時駆け	
			つけサービスを利用する際の装置導	
			入費用の一部助成	
			日常生活において不安があり見守	
			りを必要とする高齢者の方に対して	
			助成を行う。	
2	相談体制の	①地域包括支援センターの機能評価を行	○相談対応における専門性向上のため	高齢者福祉課
	充実	い、適切な相談対応ができるよう専門性	の研修会の実施	(福祉総務課)
		の向上のための研修や勉強会の開催を行	・地域包括支援センター職員を対象とし	
		います。	た研修会や連絡会議を開催し、対応力	
		②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連	向上を図る。	
		携を図りながら、必要な人に適切に支援	・地域包括支援センター連絡会議の開催	
		ができるようネットワーク充実に向けた	年3回 (5・9・12月予定)	
		取組を行います。		
3	生きがい活	①高齢者の健康と生きがいづくりのため、	○サロン活動得への支援	高齢者福祉課
	動への支援	高齢者やボランティア等が協働して企	高齢者の介護予防の拠点となるよ	
		画・運営しているサロンを支援します。	う、サロン活動を支援する。	
		②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・		
		芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を		1=1 (0) 76 am
		総合的に支援します。	○地域住民が実施する「ふれあい・いき	福祉総務課
			いきサロン」への支援	
			・高齢者サロン 66 ヵ所	

4	介護予防事	①高齢者の生きがい活動への参加や、フレ	○フレイルチェックの実施	高齢者福祉課
	業の推進	イル度チェックを通じて、自分の体の状	保健事業と介護予防の一体的な取	(健康増進課・保険
		態を知り、自ら介護予防につながる活動	組として、集いの場等でフレイルチェ	課)
		に参加できるような環境を整える取組を	ックを実施。実施後のフォロー体制の	
		実施します。	構築に努め、自らフレイル予防に参加	
		②高齢者の自立支援を目的とした多職種に	できる環境を整える。	
		よる事例検討会を行い、介護予防や重度	○地域ケア個別会議の継続及び自立支	
		化防止に必要となる食の確保や移動手段	援に向けた事例検討の実施	
		など様々な困りごとを解決するための福	地域ケア個別会議の開催	
		祉サービス等の活用を進めます。	事例検討 年6回予定	
			全体会 年2回予定	
(5)	認知症への	①認知症に関する正しい知識と理解を普及	○認知症サポーター養成講座の実施	高齢者福祉課
	理解と支援	するため、認知症サポーター養成講座を	幅広い世代に対し認知症に関する	
	体制の整備	開催していきます。	知識を普及する。企業等への研修会や	
		②認知症高齢者やその家族にとって、必要	サポーター養成講座を企画する。	
		な時に必要な支援が受けられるよう、相	○認知症の方及びその家族のための相	
		談窓口の周知をはじめ、見守りを目的と	談会の開催	
		した配食サービスや緊急対応訪問サービ	認知症の方とその家族のための相	
		スなどの情報発信を行います。	談会を開催し、気軽に相談できる環境	
		③認知症疾患医療センターや認知症初期集	を整える。	
		中支援チームなど、認知症の支援機関と	毎月1回開催予定	
		も協力しながら、認知症高齢者とその家	○本人同士の交流・語り合いの場の創出	
		族を支えるネットワークを構築していき	・本人ミーティング(試行的に実施)	
		ます。	○関係機関との連携による支援	
			認知症疾患医療センターや認知症	
			初期集中支援チームは、関わった実績	
			(件数)ではなく、関わった内容を振	
			り返り、ネットワーク構築につなげて	
			いく。	
6	高齢者の権	①高齢者虐待の防止や養護者への支援につ	○関係機関との連携による支援	総合支援課
	利擁護に関	いて、高齢者虐待対応専門職チームから	高齢者虐待への対応について、高齢	
	する取組	のサポートを受けながら適切な支援につ	者虐待対応専門職チーム、地域包括支	
		なげます。	援センターと連携を図りながら権利	
		②判断能力の低下や認知症高齢者への権利	侵害の解決に向けた支援を実施する。	
		侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促	高齢者の状況に応じて、必要な場合は	
		進のための取組を行います。	市長申立を行うなど、成年後見センタ	
		③高齢者の権利擁護について、住民や専門	一等と連携し、成年後見制度が適切に	
		職など対象に応じた普及・啓発活動を行	利用できるよう支援を行う。	
		います。	○権利擁護に関する普及啓発	
			成年後見制度や高齢者虐待の防止	
			など権利擁護に関する普及啓発、研修	

			を行う。	
7	消費者被害	①高齢者をはじめとする地域住民に対し	○消費者被害の未然防止のための講演	人権センター
	等の未然防	て、悪質商法や詐欺などに関する情報提	会や街頭啓発活動を実施	(高齢者福祉課)
	止の取組	供や、消費者被害等の未然防止につなげ	消費者セミナー 1回	
		るための啓発活動を行います。	街頭アピール活動 1回	
		②消費生活センターへの相談に対して、関	○消費者安全確保地域協議会 (見守りネ	
		係機関と連携し相談者の支援に努めま	ットワーク)の設置	
		す。	高齢者をはじめとした消費生活上、	
			特に配慮を要する消費者の見守り等	
			の取組を行う。	
			○関係機関との連携による支援	
			県消費者センター等と連携して相	
			談体制を充実させる。	

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	バリアフリ	①障がいのある人の基本的人権の尊重を	○関係機関との連携による支援	障がい者福祉課
	ー社会の実	基本とし、障がいのある人に対するあ	益田市障がい者自立支援協議会の	
	現	らゆる「バリア」を解消し、誰もが安	部会と連携して障がいの理解啓発を	
		全で安心して暮らせる地域をめざしま	深める取組を行う。部会開催:2回以	
		す。	上	
		②市民一人一人が障がい及び障がいのあ	○共生社会の実現を目指す取組の実施	
		る人に対する理解と認識を深めソーシ	広報・ケーブルテレビ等を活用し、	
		ャルインクルージョンを推進し、共に	障がいに関する啓発を進める。	
		生きる社会の実現をめざします。	市手話言語条例に基づき、手話に対	
			する理解の促進及び手話の普及に努	
			め、手話による意思疎通を円滑に図る	
			ことができる環境を整備する。	
			あいサポーター研修 :1回(隔年)	
			広報への手話単語掲載 : 毎月掲載	
			手話研修 :1回以上	
			バリアフリー化補助金の活用	
2	地域生活の	①障がいのある人が自らの選択により、	○障がいのある人の生活を支えるため	障がい者福祉課
	支援体制の	住み慣れた地域で適切なサービスを受	の体制整備等の検討	
	充実	けられる体制と入所施設から地域生活	益田市障がい者自立支援協議会に	
		への移行が促進される体制の整備を図	おいて協議し、行政への施策提言及び	
		ります。	関係機関等へ施策実施の協力依頼を	
		②個々の障がいに対応したニーズを的確	行う。	
		に把握し適切に対応するため、保健・	協議会開催:2回	

		医療・福祉等関係機関が連携を図りま	○相談支援会議の開催	
		す 。	市・益田市基幹相談支援センター・	
			市内相談支援事業所(5事業所)間に	
			おいて会議を開催し、細やかなサービ	
			ス提供ができるよう情報共有を図る。	
			相談支援会議:毎月開催	
3	自立と社会	①障がいのある人が、その能力を最大限	○益田市障がい者自立支援協議会の部	障がい者福祉課
	参加の促進	に発揮し、自立した社会生活を営むこ	会との連携による支援	
		とができるように、教育、福祉、医療、	障害のある人の就労及び社会参加の	
		就労等の各分野の連携を強化しなが	推進を図る。部会開催:2 回以上	
		ら、総合的かつ継続的な支援を推進し	○障がいのある人への雇用の奨励を目	
		ます。	的とした市障がい者雇用奨励補助金	
		②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、	制度の活用の推進	
		各種関係機関と連携を図りながら、市	○障がい者スポーツ大会開催に協力し、	
		内企業において障がいのある人の雇用	大会への参加促進	
		の促進と働きやすい職場環境の整備に	○障がいのある方への自立と社会参加	
		ついて推進します。	を促進し、障がいのある方への福祉の	
		③障がいのある人が、社会のあらゆる活	向上を図ることを目的とする活動の	
		動に参加し、地域において生きがいを	支援	
		持って生活ができるよう、地域におけ		
		る助け合い、支え合いのシステムの構		
		築を推進します。		
4	障がいのあ	①障害者虐待防止法に基づき設置した虐	○虐待相談窓口の設置	総合支援課
	る人の権利	待相談窓口において、虐待を受けた障	24 時間対応相談専用電話及び相談窓	
	擁護に関す	がいのある人と養護者への支援を行い	口を市総合支援課内に設置し、関係機	
	る取組	ます。	関と連携を図りながら、支援を実施す	
		②判断能力が不十分な障がいのある人へ	る。	
		の権利侵害を防ぐため、成年後見制度	○成年後見制度の利用のための支援	
		の利用促進のための取組を行います。	障害のある人に状況に応じて、必要な	
		③障がいのある人への虐待や権利擁護に	場合は市長申し立てを行うなど、成年	
		ついて、市民に対して意識啓発を図る	後見センター等と連携し、成年後見制	
		とともに、理解を深めるための取組を	度が適切に利用できるよう支援を行	
		行います。	う。	
			○虐待防止や権利擁護について、相談窓	
			口に関する情報提供などの啓発活動	
			を実施する。	
5				374 L-b-81
	特別支援教	①保護者や地域住民等に対して特別支援	○各学校の校外交流活動の支援及び外	学校教育課
, 1	特別支援教育の推進	①保護者や地域住民等に対して特別支援 学級等や障がいへの理解啓発を行い、	○各学校の校外交流活動の支援及び外部への情報発信の促進	字仪教育課
				字仪教育課
		学級等や障がいへの理解啓発を行い、	部への情報発信の促進	字仪教育課

	る子どもと障がいのない子どもが共に	学習の時間に子どもたちが互いに協	
	学ぶ仕組み(インクルーシブ教育シス	力し、尊重し合う環境を作り、豊かな	
	テム)を推進します。	人間関係を築く場となるように学校	
		訪問や担当者研修を通じ支援してい	
		<.	

6 外国人

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	差別意識解	①外国人に対する偏見や差別意識を解消す	○チラシやリーフレット等を活用した	人権センター
	消のための	るため、学校、地域、職場など様々な場	啓発	
	教育・啓発	面で教育・啓発を推進します。		
	の推進	②益田市在日外国人学校教育基本方針を基		
		盤とした教育活動を展開し、人権・同和	○学校生活における支及び進路指導の	学校教育課
		教育の充実を図ります。	充実	
		③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知	在日外国人児童・生徒が学校生活に	
		に努めるとともに、外国人に対する不当	適応できるよう支援するとともに多	
		な差別的言動を解消するための教育・啓	様な生き方を自ら自由に選択し、たく	
		発を推進します。	ましく生きることができる進路指導	
			の充実を図る。	
			○多文化理解や差別解消のための学習	
			活動の実施	
			社会科、英語、家庭科、図工・美術、	
			道徳等において、多文化理解や差別解	
			消につながる学習活動に触れる。	
2	多文化共生	①地域に居住している外国人の方々を対象	○外国人の人権についての研修会を実	人権センター
	社会づくり	に、やさしい日本語を通して、基礎的な	施 1回。	
	の推進	日常会話や読み書きを習得する機会とし	関係機関と連携して外国人のため	
		て日本語学級を開催し支援を行います。	の防災講座を行う。	
		②異文化に触れる機会の提供や、多文化理		
		解のための講座等を実施します。		
		③関係機関と連携し、外国人住民への医	○外国人への多言語による生活情報の	
		療・福祉・防災情報などの生活情報につ	提供	
		いて多言語での提供に努めます。		
3	外国にルー	①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支	○日本語支援員の配置	学校教育課
	ツを持つ児	援員を配置し、授業の中で日本語の支援	日本語支援員を随時配置していく。	
	童生徒への	を行います。	現在、必要数の8名配置済み。	
	支援			
4	外国人のた	①在住外国人からの相談に対し相談しやす	○島根県外国人地域サポーターや関係	人権センター
	めの相談体	い体制づくりに努め、島根県外国人地域	機関と連携した相談体制の充実。	
	制の充実	サポーターやしまね国際センター、地域	○しまね国際センターが行う多言語相	

		のボランティア団体等関係機関との連携	談等の周知	
		強化を図り相談者への適切な支援を行い		
		ます。		
		②行政書士による「外国人に関する無料法		
		律相談」を紹介します。		
(5)	外国人のた	①外国人労働者がその能力を発揮しながら	○パンフレット等の送付による啓発。	産業支援センター
	めの労働環	就労できるよう、国や県をはじめとして	関係機関からパンフレット等の提供	
	境の整備	関係機関と連携を取りながら市内企業等	があった場合、益田鹿足雇用推進協議	
		における適正な雇用・労働条件の確保と	会加入事業所約90社に送付する。年	
		不法就労防止のための啓発を進めます。	5 回程度。	

7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	差別意識解	①ハンセン病回復者とその家族等への偏見	○ハンセン病に関する正しい知識と回	人権センター
	消のための	や差別の解消を図るために、ハンセン病	復者等の人権に対する理解を深める	
	教育・啓発	の正しい知識と回復者等の人権に対する	ための研修会の実施	
	の推進	理解を深めるための教育・啓発を行いま	○チラシやリーフレット等を活用した	
		す。	啓発	
		②HIVや新型コロナウイルスをはじめと	○ハンセン病等に関する各種研修会へ	学校教育課
		する感染症患者・感染者等に対する偏見	の参加促進	
		や差別意識の解消のため、感染症に対す	各校に各種研修や講演会等を周知	
		る正しい知識の教育・啓発に努めます。	し、積極的参加を促す。	
			○関連教科、領域における感染症への正	
			しい理解の促進	

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	意識啓発・	①国、県と連携・協力して、情報の共有を ○国や県に対して問題解決へ向けての		人権センター
	教育の推進	図り、拉致問題その他北朝鮮当局による	要望	
		人権侵害問題について関心と認識を深め	○パネル展示等による啓発	
		る啓発・広報などに取り組みます。	○第 12 回「いのち・愛・人権」展を通	
		②学校において、児童生徒の発達段階に応	じての研修会及び啓発活動の実施	
		じて、拉致問題等に対する理解を深める	○益田ひろみさんをはじめとする特定	
		ための教育を行います。	失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関	
			心を風化させないための取組への支援	

	○社会科を中心とした拉致問題に関す	学校教育課
	る理解促進	

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	意識啓発の	①社会全体で犯罪被害者等を支援していく	○チラシ等を活用した啓発	福祉総務課
	推進	という気運を醸成し、犯罪被害者等の人	啓発チラシの配布や情報提供を行	
		権について正しい理解と認識を深める啓	い、啓発に努める。	
		発に取り組みます。		
2	関係機関と	①国、県、警察等関係機関と連携を図りな	○研修会等を通じての相談体制の充実	福祉総務課
	の連携	がら、被害者等に対する支援を行います。		
		②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめ		
		とする、犯罪被害者等への相談窓口の周		
		知をとおし、相談しやすい環境づくりに		
		努めます。		

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1)	意識啓発の	①インターネットの利用に対し、人権擁護	○チラシやリーフレット等を活用した	人権センター
	推進	の視点に立った正しい知識の普及を図	啓発	
		り、利用者の責任やモラルに関する啓発	○石西地域人権を考える企業等連絡協	
		を進めます。	議会等の関係機関と連携した研修会	
			の実施	
			・演題:「ネット人権侵害と部落差別の	
			現実」	
			講師:川口泰司さん	
			(一般社団法人 山口県人権啓発セ	
			ンター事務局長)	
			○情報モラルに関する研修会等の実施	学校教育課
			・児童・生徒、保護者向けの情報モラル	
			教室を実施する。	
			・幅広い層を対象とした益田市情報モラ	
			ル研修会を実施する。	
2	関係機関と	①法務局や関係機関等との連携を深め、イ	○インターネットモニタリングを実施	人権センター
	の連携	ンターネットによる人権侵害の早期発見	モニタリングのための研修会に参	
		及び被害の拡大防止を図るとともに、相	加する 1回。	
		談窓口や相談機関等の周知に努めます。		

11 性的指向・性自認等

	具体的施策	施策の内容	R7 事業計画	関係課
1	意識啓発の	①性的指向、性自認について等、性の多様	○性の多様性について理解を深めるた	人権センター
	推進	性についての理解を深めるために、各種	めの研修会の実施	
		講演や研修会の開催、啓発資料の配布等	・演題:「性的マイノリティってなに?	
		を通じて啓発の充実を図ります。	〜楽しく学ぼう、LGBT、ジェンダー〜」	
			講師:仲岡しゅんさん	
			(うるわ法律事務所 弁護士)	
			○チラシやリーフレット等を活用した	
			啓発	
2	性の多様性	①学校等において性の多様性についての理	○性の多様性に関する研修会への支援	学校教育課
	を尊重する	解を深めるための教育を行うとともに、	各校において教職員がさらに性の	
	教育の推進	子どもたちが不安に思うときに教職員等	多様性に対する理解を深め、尊重する	
		に相談しやすい環境づくりに取り組みま	態度を育むための研修を支援する。	
		す。	○校内体制の確立及び相談窓口の周知	
			SCの活用を含む教育相談の一層	
			の充実を図る。	

12 様々な人権課題

	人権課題	R7 事業計画	関係課
1	アイヌの人々	○アイヌの人々への理解と認識を深めるための広報・啓発	人権センター
		相談談窓口等について広報に掲載する。	
2	刑を終えて出所した人	○第4期益田市地域福祉計画を基本とし、再犯防止施策の充実	福祉総務課
		に努める。	
3	ホームレスに対する差別	○ホームレスとなった人への人権に配慮するとともに、地域住	福祉総務課
		民の理解を得ながら支援に努める。	
4	人身取引による人権侵害	○チラシやリーフレット等を活用した啓発。	人権センター
5	災害に伴う人権問題	○災害時の外国人対応や関係機関と連携したイベントの実施	危機管理課
		災害時において外国人向けの「やさしい日本語」や多言語	
		による災害情報の発信や、避難所等での支援についても関係	
		機関と連携を図るとともに、外国人住民を支援するボランテ	
		ィアを養成する。	
		○防災研修会の実施	
		男女共同参画の視点や聴覚障がい等に対応した避難所運	
		営等についての研修会を行う。	
6	その他の人権課題	○この計画に掲げていない様々な人権課題や、新たに人権課題	人権センター
		などに対して、様々な機会を通して偏見や差別をなくすため	
		の周知・啓発に努める。	

	-
--	---